

業 務 仕 様 概 要

1 業務名

令和7年度 都心エネルギーマスタープラン改定支援業務

2 業務の背景及び目的

本市では、都心においてまちづくりとエネルギー施策を一体的に展開するため、平成30年3月に「都心エネルギーマスタープラン」を策定し、「低炭素」「強靱」「快適・健康」を基本方針として位置付け、取組を推進してきた。

その後、本市は令和2年2月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに市域から排出される温室効果ガスを実質ゼロにすることを目指すこととしたほか、2050年ゼロカーボンの実現に向けた取組などを示した「札幌市気候変動対策行動計画」を令和3年3月に策定した。

加えて、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造からクリーンエネルギー中心の構造へ転換する「GX」の実現に向け、令和5年6月に「Team Sapporo-Hokkaido」が設立されるなど、昨今のエネルギー施策を取り巻く環境は大きく変化している。

これらを踏まえ、札幌都心のエネルギー施策の展開に向けて、令和7年度末を目途に「都心エネルギーマスタープラン」を改定することとした。改定にあたっては、都心のまちづくりの指針である「第2次都心まちづくり計画（平成28年策定）」と統合し、「（仮称）第3次都心まちづくり計画」として策定することとし、令和6年度から有識者等による「（仮称）第3次都心まちづくり計画検討会」（以下、「検討会」という。）を設置のうえ、検討を進めている。

「（仮称）第3次都心まちづくり計画」のうちエネルギーに関する部分の検討に当たっては、検討会の下に「都心の脱炭素化に向けたエネルギー施策検討部会（以下、「エネルギー部会」という。）」を設置して検討を進めている。

本業務は、「（仮称）第3次都心まちづくり計画」のうちエネルギーに関する部分について必要なデータ整理等を行うと共に、エネルギー部会の開催を支援するものである。

3 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。なお、業務を進めるにあたっては、別途発注予定の「令和7年度（仮称）第3次都心まちづくり計画策定支援業務」の内容と調整を図る必要があることに留意すること。

- (1) 「（仮称）第3次都心まちづくり計画」のうちエネルギーに関する部分について必要となるデータの取りまとめ及び計画本書に使用する図表の作成

「（仮称）第3次都心まちづくり計画」の計画構成案（別紙参照）に基づき、各章におけるエネルギーに関する部分について、専門的見地に基づく事例調査、情報収集を行いデータの取りまとめを行うこと。

また、計画本書に使用する図表の作成を行うこと。なお、取りまとめたデータ及び図表は令和7年8月末頃を目途に提出すること（詳細な提出時期については、委託者の指示による）。

- (2) 「（仮称）第3次都心まちづくり計画」のうちエネルギーに関する部分についての

取組内容の検討

取組内容の検討に当たっては、令和6年度の検討会及びエネルギー部会の内容を踏まえ、他都市における取組事例や社会動向等の情報を幅広く収集・分析したうえで、札幌都心の状況を捉えた具体的な取組内容の検討を行うとともに、取組を進めるうえでの課題やプロセスの検討を行う。具体的内容については、企画提案を踏まえた協議により決定する。

(3) エネルギー部会の運営支援

エネルギー部会における資料作成（１回目を除く）、会場準備・撤収（オンライン開催の場合はオンラインの準備も含む）、会議運営補助、会議の記録（録音、会議録の作成、並びに写真撮影）を行うこと。

エネルギー部会は、10名の委員及び1名のオブザーバーで構成し、札幌市が事務局を務める。会議は原則として公開の場で行い、本業務履行期間中に2回（7月頃、9月頃）の会議開催を予定している。

出席委員の旅費・謝金、および会場使用料は委託料に含まず、会場確保等は事務局である札幌市が行う。

なお、エネルギー部会は、「都心エネルギーマスタープラン」に位置付けた取組の実施状況の共有や意見交換等を目的として令和2年度に設置した「札幌都心エネルギープラン推進委員会」と兼ねて開催している。

(4) 業務報告書の作成

業務成果をまとめた報告書を作成し、札幌市に提出すること。報告書の内容は「5成果品」のとおり。

4 履行期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

5 成果品

(1) 報告書

ア 製本版：3部（A4縦（図面等はA3）、枚数制限なし）

イ 概要版：3部（A3横、2～3ページ以内）

ウ 電子データ：上記報告書のPDF、およびWord、Excel、PowerPoint等作業可能な形式

(2) そのほか関連説明資料等 一式

6 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

7 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
- (4) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (5) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (6) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は全て札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (7) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）に基づき、適切に取扱うこと
- (8) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (9) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。